

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成24年1月31日

【会社名】 株式会社京王ズホールディングス

【英訳名】 KEIOZU HOLDINGS COMPANY

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横江 実

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階

【縦覧に供する場所】 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 横江 実（提出日現在）は、当社及び関係会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を実施しております。

財務報告に係る内部統制は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告の信頼性を確保するために、業務内に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って、連結財務諸表及び財務報告が適正に作成されることを合理的に保証する方針及び手続きが含まれる、各基本要素が一体となって機能するものであります。

なお、内部統制には、判断の誤り、不注意、共謀によって有効に機能しない場合、当初想定しなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合や、費用と便益の比較衡量の観点の結果、整備及び運用が十分でなくなる場合等、内部統制が有効に機能しない固有の限界があることから、その目的達成にとって絶対的なものではなく、合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告に係る内部統制について、当社グループに含まれる当社（株式会社京王ズホールディングス）並びに連結子会社8社を対象として、財務報告の表示並びに開示、企業活動を構成する事業又は業務、財務報告の基礎となる取引又は事象、並びに主要な業務プロセス等について、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を検討し、以下の手順及び方法で合理的な評価の範囲を決定しました。

連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制については、当社及び連結子会社8社を対象とした評価を実施しました。決算・財務報告に係る内部統制については、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制に準じて評価しました。それ以外の業務プロセスにおける内部統制につき、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、前連結会計年度の売上高の概ね3分の2に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点として選定し、選定した事業拠点において、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価対象としました。

さらに、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスは、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

なお、「3 評価結果に関する事項」に記載しているとおり、当連結会計年度において過年度の不適切な取引及び会計処理が発覚したことにより、上述の方針に基づいて必要と認められた評価対象範囲について、当社の評価を終了することができませんでした。

3 【評価結果に関する事項】

平成23年12月に実施した過年度決算訂正に関して、平成23年8月から平成23年11月にかけて第三者調査委員会による不適切な取引及び会計処理の原因、並びに社内体制全般に関する原因の調査が行われた結果、監督機能の不全、内部監査機能の不足など当社の内部統制環境（組織・管理体制）に起因した全社的な内部統制に重要な欠陥があることを示唆する不備が特定されました。これに伴い、当社は、当初の計画段階において評価範囲に選定していなかった当社の資金管理・有形固定資産管理プロセスについて、新たに評価範囲に追加することが適切であると判断しましたが、関連する第三者調査委員会による最終報告の公表が、期末日前後になったため、新たに評価することが適切であると判断した内部統制の評価手続を実施することができませんでした。

また、当社は、過年度決算訂正に関する有価証券報告書等の訂正報告書の提出や、その他社内調査等に優先的に注力してきており、当初の計画段階において評価範囲に含めていた当社の決算財務報告プロセスの

決算処理プロセス及び業務プロセスについても、評価手続の一部を実施することができませんでした。

従って、当社は、上記の重要な評価手続が実施できなかったため、評価対象とした平成23年10月31日現在の財務報告に係る内部統制の全ての重要な欠陥を特定するには至らず、最終的な評価結果を表明することができません。

なお、財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、以下に記載する全社的な内部統制に係る不備を識別しました。これらは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効とは言えませんが、評価対象の内部統制について必要な手続をすべて実施した場合には、内部統制の他の不備が識別され、重要な欠陥を特定した可能性があります。また、識別された重要な欠陥は、以下の通りであり、早期是正に向け取り組んでおりますが、その特定が事業年度末日前後になったため、是正措置の完了には至っておりません。

全社的な内部統制

No.	重要な欠陥の内容	是正に向けた取組み
1	当社は、監督機能の不全、内部監査機能の不足など一部統制環境の欠如、並びに法令遵守や社内ルール遵守に対する意識の欠如により、過去複数年度に亘る会計事実とは乖離した決算を引き起こしました。	監査体制の改新、内部監査の実効化、取締役会の実効化などの統制環境の再構築に努めて参ります。また、当社が掲げる経営理念としての「企業理念」、社員が業務を誠実にそして高い倫理観をもって行動するためのよりどころになる「京王ズグループ企業行動憲章」の再策定と継続的な教育を行い、取締役及び社員一人ひとりへの浸透を図るとともに、ルールを徹底する意識を高め、企業風土の抜本的改革を進めて参ります。
2	部門・部署間の相互牽制・監視機能が働く組織構造の欠如、並びにこれに起因し、社内に問題があっても指摘しにくい慣行等、情報の風通しの悪い企業風土が存在した為、認識されない業務プロセスに係る内部統制上の問題点・リスクも顕在化しておりました。	部門・部署間の相互牽制・監視機能が働く組織構造へと改編に努めると共に、管理部門への人員の十分な確保、コンプライアンス教育の強化、定期的な人事異動などを通じ、不正の未然防止及び万が一不正が行われた場合の早期発見・早期是正が可能な組織への変革に努めて参ります。また、問題・リスク認識の共有化と改善に向けた取り組みにも注力し、風通しの良い職場づくりを進めて参ります。
3	当社、及び連結子会社1社（株式会社京王ズコミュニケーション）において認識されない業務プロセス（資金管理・有形固定資産管理プロセス）が存在しておりました。これにより財務報告の信頼性に関するリスク評価と対応の実施が十分にできず、財務報告に係る誤謬リスク、不正リスクが顕在化いたしました。	No. 2の組織構造の改編と共に、各部門において想定されるリスクの再認識、評価、対応を継続的に行い、その実効性について担保できるよう努めて参ります。また、規程や業務手順を明確化した手順書を作成・改廃し、各業務活動、統制活動がこれらのルールに従って実施されていることを、日常的なモニタリングの中で監視していく体制を整備して参ります。
4	取締役会において財務報告とその内部統制に関する情報提供が十分ではなかったため、取締役会及び監査役による経営者の監督・監視が適切に機能しておりませんでした。	社内規程を改訂し、取締役会決議を必要とする重要事項の再定義、定められた手続きによる取締役会の開催・運営、公正な取締役会決議を通じて各取締役の職務執行に足る十分な情報提供が可能な体制を構築し、取締役相互間の牽制・統制が十分に機能する運営体制の構築を進めて参ります。

当社は、上記に記載した内部統制の不備が関連する取引データについて、原始証憑等と再照合するなどの調査を実施し、必要な修正は連結財務諸表にすべて反映しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

過年度決算訂正の経緯

当社は、平成23年3月に金融庁から過年度有価証券報告書等に関するヒアリングの依頼を受け、その対応を平成23年5月から7月に実施した結果、平成16年10月期から平成22年10月期までの有価証券報告書等において、下記等の不適切な取引及び訂正の対象となり得る会計処理が存在する疑義が生じたため、平成23年8月9日開催の取締役会の決議に従い、当社と利害関係を有しない第三者調査委員会を設置し、不適切な取引及び訂正の対象となり得る会計処理の調査を実施しました。

平成21年10月期において、特別損失に過年度インセンティブ修正を計上しておりますが、この計上時期の妥当性に関する疑義

当社前代表取締役の佐々木英輔氏及びその関連会社と当社及び当社子会社との間での資金移動に関し、会計処理が適切に行われていない疑義

資産にて計上しております建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の会計処理に関わる内容に関し、会計処理が適切に行われていない疑義

調査の結果、当社において、不適切な取引及び会計処理が過去複数年度に亘り行われていたことが判明し、当社は、平成23年11月17日の第三者調査委員会の調査結果を受け、過年度決算訂正に係る影響額を確定した後、平成18年10月期から平成23年10月期の第3四半期までの有価証券報告書等の訂正報告書を平成23年12月22日及び27日付で提出しました。また、当社が、過年度決算の訂正に関連して公表した報告書の名称、公表日等は、以下の通りであります。

報告書名	作成者	公表日
訂正有価証券報告書等の提出及び過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ	当社	平成23年12月22日 及び12月27日
第三者調査委員会による最終報告の公表について	第三者調査委員会	平成23年11月17日
第三者調査委員会による中間報告書の公表について	第三者調査委員会	平成23年10月13日
過年度決算の訂正による各決算期への影響額について	当社	平成23年10月4日
不適切な取引及び会計処理の全容判明に向けた第三者調査委員会の設置に関するお知らせ	当社	平成23年8月9日

以上